

# 東南アジア諸国の知財制度に関する 外国政府や諸団体による評価について



日本貿易振興機構 バンコク事務所知的財産部 大熊 靖夫,  
マトウリン・リムハッサナイクル,  
本部知的財産課 金森 晃宏



## ■ JETRO 海外事務所への弁理士の派遣について

日本弁理士会は、2014年3月31日付で独立行政法人日本貿易振興機構（以下「JETRO」という。）と覚書を締結し、JETROが行う海外への研修生派遣制度に、金森晃宏会員（登録第17149号）を派遣しました。

金森会員は、半年間の国内研修を経て、2014年10月1日から2016年3月31日まで、JETROのバンコク事務所へ派遣され、JETROの国内外での業務に実際に携わるとともに、現地の知財情報の収集や日系企業への知財の支援等にあたることとなります。

## 要 約

東南アジア諸国の知財制度について、世界経済フォーラム、ザ・ソフトウェア・アライアンス、米国通商代表部、国際知財連盟、米国商工会議所グローバル知財センター、財産権連盟、及び欧州委員会といった外国政府や諸団体が評価を行い、その結果を公表している。本稿では、まずこれら外国政府や諸団体の概要や評価内容などを紹介し、その上で、東南アジア諸国の基本情報や過去数年にわたる評価結果をもとに、各国の知財制度に対する取り組みとその効果を分析する。さらに、外国政府や諸団体が、公表された報告書において、各国の知財制度の現状や進展、問題点として述べた具体的な事項についても言及し、東南アジア諸国の知財制度に関する評価や課題を確認する。

## 目次

1. はじめに
2. 評価の主体について
  - (1) 世界経済フォーラム「国際競争力報告書」
  - (2) ザ・ソフトウェア・アライアンス「コンプライアンス・ギャップ報告書」
  - (3) 米国通商代表部「スペシャル 301 条報告書」
  - (4) 国際知財連盟「スペシャル 301 条レビューに関する要望書」
  - (5) 米国商工会議所グローバル知財センター「国際知財指標報告書」
  - (6) 財産権連盟「国際財産権指標報告書」
  - (7) 欧州委員会「第三国における知財権の保護及び権利行使に関する報告書」
3. 各国の評価について
  - (1) ブルネイ
  - (2) カンボジア
  - (3) インドネシア

- (4) ラオス
  - (5) マレーシア
  - (6) ミャンマー
  - (7) フィリピン
  - (8) シンガポール
  - (9) タイ
  - (10) ベトナム
4. おわりに

## 1. はじめに

近年、東南アジア諸国に対する関心は高まっており、知財分野もその例外ではない。これらの国々の経済発展度合いは様々であり、知財制度の整備状況にも大きな開きがある。そして、各国における整備状況の定量的な評価は簡単ではないものの、いくつかの政府機関や国際団体がそれを行っている。その評価結果を

俯瞰することは、東南アジア諸国の知財制度における現状を把握する上でひとつの助けになる。

そこで、本稿では、世界経済フォーラム「国際競争力報告書」、ザ・ソフトウェア・アライアンス「コンプライアンス・ギャップ報告書」、米国通商代表部「スペシャル 301 条報告書」、国際知財連盟「スペシャル 301 条レビューに関する要望書」、米国商工会議所グローバル知財センター「国際知財指標報告書」、財産権連盟「国際財産権指標報告書」、及び欧州委員会「第三国における知財権の保護及び行使報告書」を概観し、東南アジア諸国の知財制度に関する評価やその課題を確認する。

## 2. 評価の主体について

本節では、上述した報告書ごとに、評価主体の概要や、報告書中の東南アジア諸国に関する記載、その評価などを紹介する。

### (1) 世界経済フォーラム「国際競争力報告書」<sup>(1)</sup>

「世界経済フォーラム (World Economic Forum : WEF)」は、世界各国の産業界、政界、学会などの指導者が連携し、世界的な議題や世界秩序の改善に取り組む国際機関とされる。1971 年、スイスの経済学者クラウス・シュワブが設立した「ヨーロッパ経営者フォーラム」が前身であり、スイスの非営利財団としてジュネーブに本部を置く。

WEF が毎年発表する報告書のひとつが「国際競争力報告書 (Global Competitiveness Report : GCR)」であり、「国際競争力指数 (Global Competitiveness Index : GCI)」などにより世界各国の競争力順位を発表している。GCI は、各国の競争力を、国の制度や政策などにより規定される当該国の生産力や、国連などの国際機関が公表する資料のほか、WEF が実施するエグゼクティブ世論調査の結果情報などを用いて算出する。なお、エグゼクティブ世論調査は毎年、世界各国の指導者層に対して行われるアンケート調査とされ、昨年は 148 か国、延べ 1 万 3 千名以上を対象に行ったとされる。

表 1 には、2013 年 9 月に発行された 2013-2014 年版報告書に記載された項目のうち、東南アジア諸国及び日米中各国における「知財保護」、「財産権」及び「GCI」のスコアを記す。各スコアは、最低 1 点、最高 7 点である。

表 1 : 世界経済フォーラム「国際競争力報告書」2013-2014 年版

	知財保護	財産権	国際競争力指標 (GCI)
ブルネイ	4.4 (39 位)	4.6 (52 位)	4.9 (26 位)
カンボジア	3.2 (99 位)	3.6 (108 位)	4.0 (88 位)
インドネシア	3.9 (55 位)	4.1 (79 位)	4.5 (38 位)
ラオス	3.8 (64 位)	3.9 (85 位)	4.1 (81 位)
マレーシア	4.8 (30 位)	5.2 (31 位)	5.0 (24 位)
ミャンマー	2.7 (126 位)	2.5 (144 位)	3.2 (139 位)
フィリピン	3.6 (78 位)	4.3 (61 位)	4.3 (59 位)
シンガポール	6.1 (2 位)	6.3 (2 位)	5.6 (2 位)
タイ	3.1 (102 位)	4.1 (78 位)	4.5 (37 位)
ベトナム	2.9 (116 位)	3.5 (113 位)	4.2 (70 位)
日本	5.7 (11 位)	5.8 (16 位)	5.4 (9 位)
米国	5.2 (25 位)	5.2 (33 位)	5.5 (5 位)
中国	3.9 (53 位)	4.6 (50 位)	4.8 (29 位)
全体平均 (148 か国)	3.8	4.3	—

2013-2014 年版報告書の「知財保護」指標をみると、東南アジア諸国の中では、シンガポールが 148 か国中 2 位と非常に高い評価となっている点が目を引くほか、マレーシア及びブルネイの評価も比較的高い。一方、126 位に置かれているミャンマーをはじめ、ベトナム、タイ及びカンボジアの評価が低い。

### (2) ザ・ソフトウェア・アライアンス「コンプライアンス・ギャップ報告書」<sup>(2)</sup>

「ザ・ソフトウェア・アライアンス (The Software Alliance : BSA)」は、2012 年 10 月に「ビジネス・ソフトウェア・アライアンス (Business Software Alliance : BSA)」から名称変更した団体である。同団体は、1988 年に発足した、ソフトウェア産業のための世界的な支援組織であり、多くの著名なソフトウェア関連企業が加盟する。米国本部と世界 10 数か所の支部を通じて、ソフトウェアに関する教育啓発や政策提言、知財保護活動を行っている。

そして、BSA は世界主要国におけるソフトウェアの不正コピー率や不正ソフトウェア総額 (損害額)などを記した報告書を不定期に発行しており、最近の 2013 年版報告書は 2014 年 6 月に発行された。ここで、不正コピー率は、不正ソフトウェア総数を、対象年にインストールされたソフトウェア総数で除算することにより算出される。不正ソフトウェア総数は、イ

インストールされたソフトウェア総数から、正規ソフトウェア総数を減算することにより算出され、正規ソフトウェア総数は、ソフトウェアの市場規模をソフトウェアの平均単価で除算することにより算出される。また、インストールされたソフトウェア総数は、ソフトウェアがインストールされたパソコンの台数に1台当たりのソフトウェア数を掛け合わせることで算出される。そして、不正コピーに伴う不正ソフトウェア総額は、不正ソフトウェア総数にソフトウェア平均単価を乗算することにより算出されている。

なお、インストールされたパソコンの台数や1台当たりのソフトウェア数、各国の市場規模、ソフトウェアの平均単価などは、調査会社や各地のアナリストの調査により得られた数値が用いられる。

表2には、2014年6月に発行された2013年版報告書に記載された項目のうち、東南アジア諸国及び日米中各国における「不正コピー率」及び「不正ソフトウェア総額」を記す。

表2：ザ・ソフトウェア・アライアンス「コンプライアンス・ギャップ報告書」2013年版

	不正コピー率	不正ソフトウェア総額 (米ドル)
ブルネイ	66%	1300万
カンボジア	—	—
インドネシア	84%	14億6300万
ラオス	—	—
マレーシア	54%	6億1600万
ミャンマー	—	—
フィリピン	69%	4億4400万
シンガポール	32%	3億4400万
タイ	71%	8億6900万
ベトナム	81%	6億2000万
日本	19%	13億4900万
米国	18%	97億3700万
中国	74%	87億6700万
世界合計	43%	627億900万

2013年版報告書によると、インドネシア及びベトナムの不正コピー率は中国よりも高く、タイの不正コピー率も70%台と中国のそれに近い。不正ソフトウェア総額は、人口の多いインドネシアや、経済的に発展しているタイ、マレーシアにおいて大きく算出されている。なお、カンボジア、ラオス及びミャンマー

は評価対象外である。

### (3) 米国通商代表部「スペシャル 301 条報告書」<sup>(3)</sup>

米国通商代表部 (United States Trade Representative: USTR) は、大統領府内に設けられた通商交渉や通商政策を所掌する連邦政府機関である。通商協定や通商紛争など、通商政策全般に幅広く関与する。

USTR は、1974年通商法を根拠として諸外国の貿易障壁に関する議会への報告が義務付けられており、毎年、「外国貿易障壁報告書」を発行している。同法には貿易相手国の不公正な慣行に対して、当該国との協議や制裁に関する規定が設けられており、特に知財保護の不十分な国を監視する別途の報告が義務付けられている。その報告書は、「スペシャル 301 条報告書」(Special 301 Report) と呼ばれ、同報告書で指定される監視の警戒レベルは、高いほうから「優先国」、「優先監視国」、「監視国」の三段階があり、「優先国」に指定されると相手国との協議が開始され、協議不調の場合には制裁に向けた手続きが進められる。

表3には、2014年4月に公表された2014年版報告書に記載された項目のうち、東南アジア諸国及び日米中各国に対する「警戒レベル」を記す。

表3：米国通商代表部「スペシャル 301 条報告書」2014年版

	警戒レベル
ブルネイ	—
カンボジア	—
インドネシア	優先監視国
ラオス	—
マレーシア	—
ミャンマー	—
フィリピン	—
シンガポール	—
タイ	優先監視国
ベトナム	監視国
日本	—
米国	—
中国	優先監視国 (306条監視国)

(306条監視国とは、米国通商法306条の下での継続的な監視を受ける国を指し、二国間協定の不履行が認められた場合に直ちに制裁措置を発動するとされる。)

2014年版報告書において、優先国に指定された国はウクライナのみである。続く優先監視国に指定された国は10か国あり、うち東南アジア諸国からはインドネシア及びタイが指定された。そして、監視国に指定された国は27か国あり、2014年、フィリピンが監視対象外となったことを受けて、東南アジア諸国からは、ベトナムのみが指定された。

同報告書に関しては、フィリピンのほか、2013年にはブルネイ、2012年にはマレーシア、2001年にはシンガポールが、それぞれ監視対象外となった。なお、ミャンマー、ラオス及びカンボジアは、評価対象外である。

#### (4) 国際知財連盟「スペシャル 301 条レビューに関する要望書」<sup>(4)</sup>

「国際知財連盟 (International Intellectual Property Alliance : IIPA)」は、1984年に設立された団体であり、米国映画協会や全米レコード協会、BSA など米国を中心とした著作権関連団体によって構成される。知財権保護や著作物に対する権利行使環境を改善するための取り組みのほか、侵害品や参入障壁によって閉塞的な状況にある国外市場を開放させるための活動を行っている。同連盟は強い政治力を有しているとされ、毎年、USTR に対して提出される要望書は、スペシャル 301 条報告書に大きな影響を及ぼすと言われる。

表4には、2014年2月に提出された2014年版要望書に記載された項目のうち、東南アジア諸国及び日米中各国に対する「警戒レベル」を記す。

表4：国際知財連盟「スペシャル 301 条レビューに関する要望書」2014年版

	警戒レベル
ブルネイ	—
カンボジア	—
インドネシア	優先監視国
ラオス	—
マレーシア	(特記)
ミャンマー	—
フィリピン	(特記)
シンガポール	—
タイ	優先監視国
ベトナム	優先監視国
日本	—
米国	—
中国	優先監視国 (306 条監視国)

表4と表3を対比すると、本要望書とスペシャル 301 条報告書の優位な相関関係が確認できる。このことは、スペシャル 301 条報告書における諸評価が、知財の中でも特に著作権関連に重点が置かれていることの裏づけともいえる。

なお、本要望書とスペシャル 301 条報告書の相違と

表5：米国商工会議所グローバル知財センター「国際知財指標報告書」2014年版

	特許	著作権	商標	営業秘密	権利行使	条約	合計 (順位)
ブルネイ	—	—	—	—	—	—	—
カンボジア	—	—	—	—	—	—	—
インドネシア	1.5	1.27	2.75	0.25	1.32	1.0	8.09 (22 位)
ラオス	—	—	—	—	—	—	—
マレーシア	2.75	3.53	3.25	1.5	2.33	1.0	14.36 (9 位)
ミャンマー	—	—	—	—	—	—	—
フィリピン	—	—	—	—	—	—	—
シンガポール	6.5	4.99	4.0	2.0	4.63	3.0	25.12 (4 位)
タイ	1.5	1.78	2.75	0.25	1.06	0.0	7.34 (24 位)
ベトナム	1.75	1.03	3.25	0.5	1.27	0.0	7.8 (23 位)
日本	6.3	4.28	4.5	2.0	5.16	1.0	23.24 (6 位)
米国	6.75	5.75	4.75	2.0	5.27	4.0	28.52 (1 位)
中国	4.1	2.28	3.0	0.0	0.74	1.5	11.62 (17 位)
全体平均 (25 か国)	3.54	2.798	3.35	1.13	2.758	1.74	15.316



しては、ベトナムについて、本要望書が優先監視国としているのに対して、スペシャル 301 条報告書では優先国とされている点などが挙げられる。

#### (5) 米国商工会議所グローバル知財センター「国際知財指標報告書」<sup>(5)</sup>

2007 年、米国商工会議所（United States Chamber of Commerce : USCC）に設置されたグローバル知財センター（Global Intellectual Property Center : GIPC）は、米国内のみならず、国際的な知財保護に向けた取り組みを進めている。同センターは、2012 年 12 月、世界 11 か国における知財制度の整備レベルに関する調査結果を発表した。2014 年 1 月には、調査対象国を 25 か国に拡大した第二回調査結果を発表した。第二回調査結果における評価指標は、特許、著作権、商標、営業秘密、権利行使及び条約の六つのカテゴリからなり、合計得点は 30 点満点となる。

表 5 には、2014 年版報告書中の東南アジア諸国及び日米中各国に対する指標値を記す。

2014 年版報告書に示された指標においては、東南アジア諸国の中ではシンガポールの評価が高く、マレーシアがそれに続く。一方で、インドネシアやベトナム、タイの評価は低い。

#### (6) 財産権連盟「国際財産権指標報告書」<sup>(6)</sup>

財産権連盟（Property Rights Alliance : PRA）は、全米税制改革協議会の関連団体であり、米国内外の知財を含む財産権の保護に関する活動を実施し、毎年、「国際財産権指標（International Property Rights Index : IPRI）報告書」を発行している。同報告書は、諸外国における知財を含む財産権の保護の程度を比較評価するものであり、評価の算出は、専門家をはじめ多数の関係者の意見などによるとされる。

表 6 には、2013 年 9 月に発行された 2013 年版報告書における東南アジア諸国及び日米中各国に対する知財権と IPRI の値を記す。なお、IPRI は、知財権に財産保護の指標を併せた評価指標である。いずれの指標も最低 0 点、最高 10 点である。

表 6 : 財産権連盟「国際財産権指標報告書」2013 年版

	知財権	国際財産権指標 (IPRI)
ブルネイ	4.6 (86 位)	5.7 (53 位)
カンボジア	—	—
インドネシア	4.1 (101 位)	4.9 (81 位)
ラオス	—	—
マレーシア	6.1 (37 位)	6.5 (33 位)
ミャンマー	—	—
フィリピン	5.3 (62 位)	5.0 (77 位)
シンガポール	7.9 (15 位)	8.1 (7 位)
タイ	4.2 (96 位)	5.1 (72 位)
ベトナム	3.9 (109 位)	4.7 (91 位)
日本	8.3 (2 位)	7.7 (14 位)
米国	8.3 (2 位)	7.6 (17 位)
中国	5.4 (60 位)	5.5 (58 位)
全体平均 (131 か国)	5.4	5.6

本報告書では、シンガポールに次いで、マレーシア、そしてブルネイの評価が高くなっている。一方、最も評価が低いのはベトナムであり、それにインドネシア、タイと続いている。なお、カンボジアやラオス、ミャンマーは評価対象外である。

#### (7) 欧州委員会「第三国における知財権の保護及び権利行使に関する報告書」<sup>(7)</sup>

欧州委員会（European Commission : EC）は、1958 年に設立された欧州連合（Europe Union : EU）の政策執行機関である。28 名の委員による合議制で運営され、法案の提出や予算の管理、他国と締結する協定の交渉などを含む EU の運営全般を担っている。そして、2013 年 2 月、EC は委員会作業文書「第三国における知財権の保護及び権利行使に関する報告書」を EU 理事会に提出した。同報告書は、EU 域外での知財権の保護及び権利行使に関し、EC 貿易総局が 2006 年及び 2008 年に行った調査に続き、2010 年に実施した類似の調査結果を報告したものである。

報告書によれば、調査の主な目的は、知財権の保護及び権利行使が低い第三国を認定し、当該国に対して重点的に働きかけを行うことにある。本報告書の内容は、アンケート調査のほか、種々の情報や資料に基づくとされる。表 7 には、2013 年版報告書中の東南アジア諸国及び日米中各国に対する優先度を記す。2013 年版の報告書において優先度を設定された国は合計

17 개국であり、優先度の設定は、高い方から、1 から 3 までの三段階の評価がなされる。

表 7：欧州委員会「第三国における知財権の保護及び権利行使に関する報告書」2013 年版

	優先度
ブルネイ	—
カンボジア	—
インドネシア	2
ラオス	—
マレーシア	3
ミャンマー	—
フィリピン	2
シンガポール	—
タイ	3
ベトナム	3
日本	—
米国	—
中国	1

2013 年版の報告書において、優先度 1 の対象国は中国のみであった。他方、優先度 2 に指定された国は 4 개국あり、うち東南アジア諸国からはインドネシア及びフィリピンが指定された。また、優先度 3 の国は 12 개국あり、東南アジア諸国からはマレーシア、タイ及びベトナムが指定された。

### 3. 各国の評価について

本節では、東南アジア各国ごとに、知財制度の概要や、上述した報告書による評価などを紹介する。

#### (1) ブルネイ

ブルネイ・ダルサラーム国（ブルネイ）は、ボルネオ島の北部に位置する。マレーシアに囲まれた 6 千平方キロ弱の面積に 42 万強の人口を擁する。

知財に関する主な法令としては、特許令、商標法、意匠令、著作権令などが存在する。知財に関する主な条約としては、パリ条約が 2012 年 2 月に発効、特許協力条約（PCT）が 2012 年 7 月に発効、ベルヌ条約が 2006 年 8 月に発効、ハーグ協定が 2013 年 12 月に発効した。しかし、マドプロには現在まで未加入である。また、世界知的所有権機関（WIPO）には 1994 年に加盟、世界貿易機関（WTO）にも 1995 年の設立当初から加盟している。表 8 には、前述した報告書において、過去 5 年間に同国が評価された内容の一部を記す。

同表を俯瞰すると、WEF の知財保護に関する評価は近年少しずつ改善され、USTR や IIPA の評価においても、2013 年には監視国から除外されるなど、進展が見られる。この数年間で、条約加盟や法令整備、知財当局の設立などを行ったものが評価されたといえる。

こうしたブルネイにおける知財制度の進展ぶりについて、USTR スペシャル 301 条報告書 2013 年版には、次のような言及がなされている。「最近、ブルネイは、民事及び刑事の権利行使に対する十分な努力を通して、知財権の保護及び権利行使を重視する姿勢を強めている。近年では、特許権を大幅に強化する改正特許法を制定した。依然として、ブルネイにおいて積み替えられて他国へ輸出される知財権侵害品に対する税関での取り締まりを含むいくつかの懸念は残るものの、米国は、重要な知財権法の改正などを認め、ブルネイを監視国リストから除外した」

#### (2) カンボジア

カンボジア王国（カンボジア）は、インドシナ半島の中部に位置し、ベトナム、ラオス、タイと国境を接する。約 18 万平方キロの面積に 1 千数百万の人口を擁する。

表 8：ブルネイに関する諸評価

	2010	2011	2012	2013	2014
WEF：知財保護	3.9 (55/139)	3.9 (50/142)	4.0 (47/144)	4.4 (39/148)	
BSA：不正コピー率	66%	67%		66%	
USTR：警戒レベル	監視国	監視国	監視国	—	—
IIPA：警戒レベル	—	監視国	監視国	—	—
PRA：知財権	3.2 (108/125)	4.4 (87/129)	4.5 (87/130)	4.6 (86/131)	

(WEF と PRA の項目において、カッコ内の数値は、調査対象国数と、その中での順位を示す。以降の表も同様。)

知財に関する主な法律としては、特許・実用新案・意匠法、商標・商号・不正競争防止法、著作権法などが存在する。また、知財に関する主な条約としては、パリ条約が1998年9月に発効しているが、PCTやベルヌ条約、マドプロ、ハーグ協定には現在まで未加盟である。また、WIPOには1995年に加盟、WTOへも2004年に加盟している。残念ながら特許出願の登録査定は未だ一件もないものの、商標出願及び意匠出願の登録は行われている。なお、最近行われた省庁再編により、特許行政や意匠行政を所掌していた鉱工業エネルギー省が二つの省に分割され、それらは工業・手工芸省の所掌となった。表9には、前述した報告書において、過去5年間に同国が評価された内容の一部を記す。

WEFにおけるカンボジアの知財制度に関する評価は、多少の変動はあるものの、大きな変化は見られない。

### (3) インドネシア

インドネシア共和国（インドネシア）は東南アジアの南部に位置し、約1万7千の島々からなる世界最大の島嶼国である。また、約190万平方キロの面積に世界第四位、約2億4千万の人口を擁する世界最大のイスラム国家でもある。

知財に関する主な法令としては、特許法、商標法、

意匠法、著作権法、不正競争防止法、営業秘密法などが存在する。知財に関する主な条約としては、パリ条約が1950年12月に発効、PCTが1997年9月に発効、ベルヌ条約が1997年9月に発効している。しかし、マドプロやハーグ協定には現在まで未加入である。また、WIPOには1979年に加盟、WTOにも1995年の設立当初から加盟している。知財に関する官庁としては、法務人権省下に知財総局（DGIPR）が設けられている。表10には、前述した報告書において、過去5年間に同国が評価された内容の一部を記す。

インドネシアの知財制度に関する評価は、WEFにおいては60位前後で推移し、BSAの不正コピー率は中国よりも高く、USTRスペシャル301条報告書、IIPA要望書の警戒レベルでは共に優先監視国に指定されている。加えて、USCCやPRA、ECによる評価も高くはない。いずれの評価も芳しくなく、また改善に向けた有意な傾向もみられない。

USTRスペシャル301条報告書2014年版には、インドネシアについて次のような言及がなされている。「インドネシアは2014年も優先監視国リストに残る。インドネシア政府は、知財権に対する国民意識を高める教育上の支援活動を継続しており、知財権の保護及び権利行使を改善するため、米インドネシア貿易投資協定の下での知財権作業部会を通じて米国と協力して

表9：カンボジアに関する諸評価

	2010	2011	2012	2013	2014
WEF：知財保護	2.8 (99/139)	3.1 (91/142)	3.3 (85/144)	3.2 (99/148)	

表10：インドネシアに関する諸評価

	2010	2011	2012	2013	2014
WEF：知財保護	3.8 (58/139)	3.6 (62/142)	3.7 (60/144)	3.9 (55/148)	
BSA：不正コピー率	87%	86%		84%	
USTR：警戒レベル	優先監視国	優先監視国	優先監視国 (GSP)	優先監視国	優先監視国
IIPA：警戒レベル	優先監視国	優先監視国	優先監視国 (GSP)	優先監視国	優先監視国
USCC：国際知財指標			—		8.09 (22/25)
PRA：知財権	3.2 (108/125)	4.0 (98/129)	3.9 (103/130)	4.1 (101/131)	
EC：優先度				2	

(GSPとは、Generalized System of Preferences（一般特恵関税制度）の略であり、「特恵受益国」と認められることで、同国を原産地とする品目を輸入する場合に、通常の関税率より低いか、あるいは無税の特恵税率の適用を受けて輸入できる制度いう。表10において(GSP)と記載した2012年から、インドネシアに対する同制度の通用を継続するか否かについての検討がUSTRによりなされている。)



いる。また、米国は、偽造医薬品などに対する権利行使の増加や、海賊版製品に対する強制捜査の報告を歓迎している。しかしながら、米国は、知財権の保護規定と実際の権利行使とのギャップについて懸念を持っている。また、米国は、インドネシア政府の知財権行使に関する努力が、インターネット上でまん延している海賊版製品に対して十分に対処できていないことを懸念している。ケーブル放送の著作権侵害に関して、インドネシア政府は、これに関する国民意識を向上させるための支援活動を行っているが、広範囲に及ぶケーブル放送の著作権侵害に対して、ほとんど功を奏していない。米国は、不正公開と同様に、未公表の試験結果や、医薬、農薬及び化学薬品の販売承認を得るための臨床データの不正な商業的使用に対して正規品を保護する効果的なシステムの構築をインドネシア政府に対して継続して求めている。また、米国は、一部の現地生産または技術移転を医薬品輸入の許可に必要な条件とする制度や映画の輸入などを含め、インドネシアへの市場参入への障壁に継続して懸念している。米国は、2012年に発行された強制的実施権の設定に関する法律上の手続きが守られていないこと、及び強制的実施権の設定に関して個人に利点を与えることが特許法上で要求されていないことについて懸念している。さらに、米国は、強制的実施権の設定に関して司法などで審査を行える体制を作るようにインドネシアに要求している」

また、2014年版のIIPA要望書には、インドネシアに関して次のような言及がされている。「インドネシアにおける健全な著作権の市場を作るために、権利行使に関する規定の欠陥に対処し、市場への参入障壁を下げるなど、著作権法が改正されるべきである。IIPAは、2013年12月に提出された著作権法の改正案での立法手続きにおいて透明性を引き上げたことを評価している。法案にはさらなる改正が必要であるが、IIPAは当該改正案を優先して通過させることを議会に要求している。残念ながら、インドネシアでの権利行使の状況は非常に困難であり、権利者は、権利行使機関から強制捜査を実行するための支払いを要求されることがある。また、刑事差し押さえや起訴は、悪名高い市場に対してであっても、ほとんど行われぬ」

2014年版のUSCCによる報告書は、インドネシアの主な長所として次のような点を挙げている。「①特許権の存続期間が20年であることを含め、基本的な

知財の法的枠組みが存在すること、②特許に関する基本的な法的枠組みが存在すること、③政府が合法ソフトウェアを使用しなければならないとする自由貿易協定上の義務が存在すること、④著作権侵害に対する基本的な権利行使の枠組みが存在すること、⑤商標権の独占排他性が基本的に存在すること、⑥権利侵害を主張する者からの通知により、プロバイダが権利侵害情報か否かの実体的判断を経ずに、当該情報の削除等の措置を行うノーティス・アンド・テイクダウン(Notice and Take Down)手続きが主なオークションサイトで認められていること」

その一方で、同国の主な短所として次のような点を挙げている。「①過去に医薬品に関する強制的実施権が設定されたこと、②特許権の存続期間の延長制度、及び監督当局による医薬品の臨床データの保護制度がないこと、③コンピューター実行型の発明が特許の対象とされていないこと、④オンライン上の著作権保護が不十分であること、⑤著作権の例外となる範囲が過度に広いこと、⑥未登録商標の保護が限定的であること、⑦商標に化体した信用の希釈行為やドメインの不法占拠について、明確な範囲が定められていないこと、⑧市場参入に現地生産又はライセンス付与が条件とされていること、⑨市場における偽造品の割合が高いこと及びトランジットで通過する侵害品を拘留できないこと、⑩市場におけるソフトウェア侵害品の占める割合が非常に高いこと、⑪抑止力や刑罰の透明性に欠ける未発達な司法制度」

2013年版のECによる報告書では、インドネシアの整備進捗として次のような言及がなされている。「近年、インドネシアでは改善と進展がみられる。インドネシア政府は、知財権に関する環境を改善する政治的意思を表明している。各法律の施行規則に不足点はあるものの、特許、商標、意匠、著作権、営業秘密の保護に関する法律は比較的明確になったように思われる。商標登録までにかかる期間も以前より早くなったと報告されている。特に、汚職撲滅への取り組みや、知財に関する民事訴訟を取り仕切る商業裁判所及び警察の改善に対するインドネシア政府の積極的な姿勢など、いくつかの積極的な点が指摘されている」

その一方で、同報告書では改善及び行動への懸念及び領域として、次のような言及がされている。「インドネシアにおいて、知財権の権利行使上の弱点は、特に権利行使機関による効果的かつ組織的な行動がなさ



れていない点と、抑止力のある制裁が欠如している点にある。加えて、有能なベテランスタッフが不足している点も挙げられる。また、アンケート回答者からは、先行登録情報へのアクセス制限を含め、知財権の登録手続きが透明性に欠ける点も指摘されており、インドネシアにおける知財保護及び権利行使に対する国民認識の欠如が強調されている。さらに、税関での取り締まりが不十分であり、特に中国製偽造品が国内に入りやすくなっていることにも言及されている。また、デジタル著作権侵害や汚職が依然として広く蔓延していることも報告されている」

#### (4) ラオス

ラオス人民民主共和国（ラオス）は中国、ミャンマー、ベトナム、カンボジア、タイと国境を接する、ASEANで唯一の内陸国である。約24万平方キロの面積に約6百万の人口を擁する。

ラオスの知財法令を見ると、特許、商標、意匠、著作権、営業秘密、不正競争などが一つの知財法という法律に規定されている。近年の動きとしては、知財法が2011年12月に改正され、その後、知財法に関する首相令が2012年1月に公布された。また、商標に関する施行令も2012年9月に公布されている。知財に関する主な条約としては、パリ条約が1998年8月に発効、PCTが2006年6月に発効、2011年にベルヌ条約2012年3月に発効している。しかし、マドプロやハーグ協定には現在まで未加入である。また、WIPO

には1995年に加盟しており、さらにWTOにも2013年2月に加盟を果たした。これにより、ASEANの10か国全てがWTO加盟国となった。知財行政は、科学技術省知財部が特許や商標から著作権まで幅広く所掌している。なお、ラオスにおける特許出願については、未だ査定に至った案件は無いものの、商標権や意匠権の登録は行われている。表11には、前述した報告書において、過去5年間に同国が評価された内容の一部を記す。

ラオスに関する評価は2014年のWEFで行われているのみである。148か国中64位という順位は、フィリピンやタイ、ベトナムよりも高位となっているが、評価手法に留意する必要がある。

#### (5) マレーシア

マレーシアは、マレー半島とボルネオ島を中心に、約33万平方キロの面積に約2千8百万の人口を擁する中進国である。

知財に関する主な法令としては、特許法、商標法、意匠法、著作権法、取引表示法などが存在する。知財に関する主な条約としては、パリ条約が1989年1月に発効、PCTが2006年8月に発効、ベルヌ条約が1990年10月に発効している。しかし、マドプロやハーグ協定には現在まで未加入である。また、WIPOには1989年に加盟、WTOにも1995年の設立当初から加盟している。国内取引・協同組合・消費者省下に置かれたマレーシア知財公社(MyIPO)が各権利の出

表 11：ラオスに関する諸評価

	2010	2011	2012	2013	2014
WEF：知財保護	—	—	—	3.8 (64/148)	

表 12：マレーシアに関する諸評価

	2010	2011	2012	2013	2014
WEF：知財保護	4.7 (33/139)	4.9 (31/142)	4.9 (31/144)	4.8 (30/148)	
BSA：不正コピー率	56%	55%		54%	
USTR：警戒レベル	監視国	監視国	—	—	—
IIPA：警戒レベル	監視国 (OCR)	監視国 (OCR)	監視国	(特記)	(特記)
USCC：国際知財指標			11.25 (7/11)		14.36 (9/25)
PRA：知財権	5.8 (40/125)	5.9 (40/129)	6.1 (39/130)	6.1 (37/131)	
EC：優先度				3	

(OCRとは、Out-of-Cycle Review (サイクル外審査)の略であり、年一回の定期的な審査とは別に、特定の国での進展や変化を評価するために不定期に行う審査をいう。)

願受理や審査、登録設定などを行っている。表 12 には、前述した報告書において、過去 5 年間に同国が評価された内容の一部を記す。

マレーシアの知財制度に対する評価は、WEF や PRA の順位も僅かずつではあるが改善傾向にあり、スペシャル 301 条報告書及び IIPA 要望書も近年、監視国リストから除外した。

こうしたマレーシアの制度整備の進展ぶりについて、USTR スペシャル 301 条報告書 2012 年版には、次のような言及がなされている。「マレーシア政府は、著作権の保護及び海賊版製品に対する権利行使を大幅に強化する著作権法の改正案を可決した。この改正には、技術的保護手段回避装置の禁止、インターネット上での著作権侵害に対してインターネット・サービス・プロバイダ (ISP) と協力するためのメカニズムの構築、及び映画館での映画の盗撮を禁止する条項が含まれる。また、マレーシア政府は、権利者による知財権の権利行使を容易にする措置も講じた。さらに、2011 年 2 月に、マレーシア政府は、不正開示と同様に、未公表の試験結果や医薬品の販売承認を得るための臨床データの不正な商業的使用に対して、正規品を保護する規則を発布した。それにもかかわらず、マレーシアにおける医薬品の臨床データ保護に関する懸念や、マレーシアにおいて積み替えられて他国へ輸出される知財権侵害品への税関の取り締まりを含むいくつかの懸念が残されている。しかしながら、米国は、近年のマレーシア政府による知財権の保護及び権利行使を改善する努力を認め、マレーシアを監視国リストから除外した」

一方、IIPA は、2014 年版の要望書においてマレーシアについて特記し、次のような言及も行っている。「マレーシアの著作権制度は、ここ数年大きな進展を見せた。かつては、輸出される著作権侵害光ディスクの製造拠点であったマレーシアは、もはや世界的な著作権侵害をおもものとはなっていない。しかしながら、海賊版製品の需要が高く、依然としてマレーシアでの著作権ビジネスの障害となっている。また、マレーシア政府は、従来型の店舗ビジネスからオンライン・ビジネスへの移行について、十分な人員の投入や研修を実施することにより、これまでの著作権侵害と同程度の著作権保護を、今後も維持しなければならない」

USCC による 2014 年版の報告書では、マレーシア

の主な長所として次のような点を挙げている。「①医薬品に関する臨床データが 5 年間保護されること、② 2012 年にノティス・アンド・テイクダウン手続きに関する法律が 2012 年に可決されたこと、③デジタル著作権管理に関する法律が 2012 年に可決されたこと、④ 2012 年に改正された著作権法に民事訴訟で法定の損害賠償額が導入されたこと、⑤ WIPO インターネット条約に加入していること」

一方で、マレーシアの主な短所として、次のような点を挙げている。「①コンピューター実行型の発明が特許の対象とされていないこと、②医薬品関連特許の権利行使に関するメカニズムが存在していないこと、③ 2004 年に交渉された価格をベースとして強制実施権が設定されること、④特許権の存続期間の延長が認められないこと、⑤ソフトウェア・音楽関連の著作権侵害品が市場において高い割合を占めていること、⑥侵害品に対する権利行使が困難であること、⑦税関職員の職権による差し押さえなどが行われていないこと」

2013 年版の EC による報告書では、マレーシアの整備進捗について次のような言及がなされている。「マレーシアでは、知財権裁判所の設置、取引表示法の改正、著作権法の改正及び著作権侵害に対する意識向上キャンペーンなどを含めて、知財権に関する前向きな進展が見られる。この結果、知財権保護に対する国民意識が徐々に改善されつつある」

その一方で、同報告書では、改善及び行動への懸念及び領域として、次のような言及がなされている。「知財の保護及び権利行使に関して、マレーシア政府の無関心、理解不足あるいは政治的意思が大きな問題である。特に知財の保護に関して、『①知財権に関する規則が全般的に不足していること、②税関介入に関する規則や関係当局間の役割・権限に関する明確な規則が欠如していること、③特許権の存続期間の延長制度が存在しないこと』が指摘されている。また、マレーシア政府の医薬品の臨床データ保護制度について苦情が訴えられている。すなわち、マレーシアでは、世界のどこかで最初に製造承認がされてから臨床データが保護されるが、マレーシア当局に対する製造承認の申請を最初の製造承認から 18 か月間以内に行わないと、すべてが無効になってしまうことである。さらに、1967 年税関法下での税関の権限が欠如しており、税関による権限行使を容易にするための法整備を行う

必要がある。また、知財権侵害に対する制裁の抑止力が不十分であることについても考慮すべきである」

### (6) ミャンマー

ミャンマー連邦共和国（ミャンマー）は、インドシナ半島の西側に位置し、68万平方キロの面積に6千万を超える人口を擁するASEAN西端の国である。タイ、ラオス、中国、インド、バングラディッシュの各国と国境を接し、ベンガル湾とアングマン海に面する。

ミャンマーにおける知財保護に関する法律としては、著作権法が挙げられる。しかしながら、同法は約100年前の1914年に制定されたものであり、現在の社会実情には合致していない点が多い。また、同国には特許法や商標法も存在しない。ミャンマーにおいて知財権の侵害に対する救済を求めるには、刑法や民法、商品法、登記法、関税法などの一般法、周辺法に依ることになる。

また、パリ条約、PCT、マドプロ、ベルヌ条約及びハーグ協定にも現在まで未加入である。その一方で、ミャンマーは、WIPOには2001年に加盟、WTOについても1995年の設立当初から加盟している。そのため、TRIPS協定に沿った法整備を行う義務があるが、後発開発途上国であるミャンマーは、その履行期限を延長されており、現在の履行期限は2021年である。表13には、前述した報告書において、過去5年間に同国が評価された内容の一部を記す。

ミャンマーについては、WEFの報告書でのみ言及されている。148か国中126位という低い順位は、特

許法や商標法が存在すらない同国の実態を表している。

### (7) フィリピン

フィリピン共和国（フィリピン）は、太平洋や南シナ海に囲まれた約7千の島からなる島嶼国であり、約30万平方キロの面積に約9千万の人口を擁する。

知財に関する主な法律としては、特許、商標、意匠、著作権を包含する知財法が存在する。知財に関する主な条約としては、パリ条約が1965年9月に発効、PCTが2001年8月に発効、マドプロが2012年7月に発効、ベルヌ条約が1951年8月に発効している。しかし、ハーグ協定には現在まで未加入である。また、WIPOには1980年に加盟、WTOにも1995年の設立当初から加盟している。そして、貿易産業省下の知財庁（IPOPHL）が知財行政全般を所掌している。表14には、前述した報告書において、過去5年間に同国が評価された内容の一部を記す。

フィリピンは、WEFの報告書では少しずつ順位を上げており、スペシャル301条報告書においては、2014年、監視国リストから除外された。こうしたフィリピンにおける知財制度整備の進展ぶりについて、USTRスペシャル301条報告書2014年版は次のように言及している。「フィリピンは、2014年のスペシャル301報告書における監視国リストから除外される。この決定は、一連の法改正の重要性、より効果的な民事上及び行政上の権利行使への努力に向けた動き、知財当局の継続的かつ建設的な米国政府及び民間部門のメンバーとの協力、及び他の課題への取り組みを継続

表 13：ミャンマーに関する諸評価

	2010	2011	2012	2013	2014
WEF：知財保護	—	—	—	2.7 (126/148)	

表 14：フィリピンに関する諸評価

	2010	2011	2012	2013	2014
WEF：知財保護	2.8 (103/139)	2.8 (102/142)	3.2 (87/144)	3.6 (78/148)	
BSA：不正コピー率	69%	70%		69%	
USTR：警戒レベル	監視国 (OCR)	監視国	監視国	監視国	—
IIPA：警戒レベル	優先監視国 (OCR)	優先監視国	監視国	(特記)	(特記)
PRA：知財権	4.8 (63/125)	4.9 (75/129)	4.9 (73/130)	5.3 (62/131)	
EC：優先度				2	



する誓約に基づいている」

IIPA も 2014 年版の要望書においてフィリピンを特記し、次のような言及を行っている。「IIPA は、極めて少額の予算にもかかわらず、継続的かつ効果的な海賊版製品に対する活動を行うことにより、メトロ・マニラ及びその周辺での著作権侵害を減少させた、フィリピン政府、フィリピン知財庁長官の Ricardo Blancaflor 氏、及び光メディア委員会議長の Ronnie Ricketts 氏のリーダーシップを賞賛する。2013 年には、現物の本に関する著作権侵害が多少メトロ・マニラで改善したものの、無認可のオンデマンド型コピーに加え、無許可の電子書籍、医療教科書、参考資料、及びフィクション本などを販売するソーシャル・メディアの使用を含めて、重要な懸念が残存している。また、2013 年には、映画館において主要な米国映画を盗撮する事例が三倍にのぼった。2013 年 10 月 6 日に発行された新しい知財庁の規則では、目につく場所での現物の著作権侵害に対する検閲については可能となっているが、オンライン上の侵害を調査する権限は与えておらず、また、ホストコンピュータが国内にないオンライン上の侵害に対処する仕組みを提供していない。国家知財委員会は、あらゆる形式の著作権侵害を見越した行動を取るべきである」

また、2013 年版の EC による報告書では、フィリピンの整備進捗として次のような言及がなされている。「フィリピンでは、ここ 2~3 年の間にいくつかの改善がみられる。具体的には、知財に対する国民意識の向上、職員に対する研修の実施、さらに知財関連機関同士での協力及び官民での協力の増加である。知財関連の法律・規則にはいくらかの不足があるものの、多くのアンケート回答者から“着実である”と評価されている。また、知財関連訴訟手続に関するガイドライン及び規則の発行（2011 年 11 月）は、知財関連分野における最近のもっとも重要な進展である」

その一方で、同報告書では、改善及び行動への懸念及び領域として次のような言及がなされている。「フィリピンの弱みは、国民意識の低さと知財権の審査遅延に関するものである。知財権の分野では、省庁間の協力不足が、依然として効果的な知財権の保護及び権利行使の障害となっている。特に、作業部会のリーダーシップ、システム及び手続き関係の不足が、協力体制の弱さ、及び権利行使上での空白を招いていると指摘されている。知財権侵害が発生した場合に、権利者が警察などから支援を受けることも難しいように思われる。裁判所に関していえば、職員に対する業務量が過剰な状態であり、知財権に関する知見も不足していることから、訴訟は解決までに多くの時間が掛かってしまう。刑事上の権利行使に関しては、逮捕、起訴の数が少なく、また懲罰的な制裁も課されていないことから、知財権の侵害に対して抑止力を発揮できていない」

#### (8) シンガポール

シンガポール共和国（シンガポール）は、マレー半島の南端に位置し、東京 23 区と同じ約 700 平方キロの面積に約 5 百万の人口を擁する都市国家である。

知財に関する主な法令としては、特許法、意匠法、商標法、著作権法などが存在する。知財に関する主な条約としては、パリ条約及び PCT が 1995 年 2 月に発効、マドプロが 2000 年 10 月に発効、ベルヌ条約が 1998 年 12 月に発効、ハーグ協定が 2005 年 4 月に発効している。また、WIPO には 1990 年に加盟、WTO にも 1995 年の設立当初から加盟している。表 15 には、前述した報告書において、過去 5 年間に同国が評価された内容の一部を記す。

いずれの報告書においてもシンガポールの評価は高く、特に WEF の報告書では世界 2 位や 3 位の座を占めている。BSA の報告書における不正コピー率も低

表 15：シンガポールに関する諸評価

	2010	2011	2012	2013	2014
WEF：知財保護	6.1 (3/139)	6.1 (2/142)	6.1 (2/144)	6.1 (2/148)	
BSA：不正コピー率	34%	33%		32%	
USTR：警戒レベル	—	—	—	—	—
IIPA：警戒レベル	監視国	監視国	(特記)	—	—
USCC：国際知財指標			—		25.12 (4/25)
PRA：知財権	7.9 (13/125)	8.3 (4/129)	8.3 (4/130)	7.9 (15/131)	

い。

このようなシンガポールに関して、2014年版のUSCCの報告書では、長所として次のような点を挙げている。「①高度な国内の知財制度が整っていること、②新薬のデータ保護期間の終了後に、当局が後発医薬品の販売許可を与える時点で当該医薬品に関する特許問題がないことを要求する仕組み（特許リンケージ制度）が整っていること、③特許権の権利行使に関する法的枠組みが適切であり、一般に権利行使が可能であること、④政府内で合法のソフトウェアを使用する適切な体制が存在すること、⑤未登録商標を保護する法的枠組みが存在すること、⑥独占排他的な商標権が認められており、一般に権利行使が可能であること、⑦最大のオークションサイトがノーティス・アンド・テイクダウン手続きを認めていること、⑧税関職員に対する職権が十分に与えられていること」

一方で、シンガポールの主な短所として次のような点を挙げている。「①データを送受信する通信方式の一種であるP2P（Peer To Peer）の一人当たりの共有率が高いこと、②オンライン上の著作権侵害に関する権利保持者の通告に対して、ISPが対応しないこと、③著作権保護のための技術的保護手段を解除する迂回装置の取引に対して緩慢な判決がなされていること、④市場に占める偽造商標の割合が比較的高いこと、⑤トランジットで通過する侵害品を差し押さえる職権が制限されていること」

### (9) タイ

タイ王国（タイ）は、インドシナ半島の中心に位置し、カンボジア、ラオス、ミャンマー、マレーシアと国境を接している。約51万平方キロの面積に6千万強の人口を擁する。

知財に関する主な法令としては、特許、小特許、意匠を規定する特許法や、商標法、著作権法、営業秘密法などが存在する。商標法については、現在、匂いや音など新しいタイプの商標の導入などを目指した法改正を図っているが、国会審議まで至らず、成立時期は未定である。知財に関する主な条約としては、パリ条約が2008年に発効、PCTが2009年12月に発効、ベルヌ条約が1931年7月に発効している。マドプロやハーグ協定には現在まで未加盟であるが、マドプロに対しては他のASEAN諸国と同様、2015年までの加盟を目差している。また、WIPOには、1989年に加盟、WTOにも1995年の設立当初から加盟している。表16には、前述した報告書において、過去5年間に同国が評価された内容の一部を記す。

WEFやPRAにおけるタイの評価指標は横ばいであり、有意な変動は無い。スペシャル301条報告書では2014年版でも優先監視国に置かれ、同報告書ではタイについて次のような言及がなされている。「タイは2014年も優先監視国に残存する。米国は、2013年3月に設立された国家知財権行使センターにより、タイの権利行使機関の間での調整が行われ、これらの機関の間でより効果的な行動が取れるように改善されるだろうと期待している。また、米国は、多くの立法に関する取り組みをタイに要求している。具体的には、①土地建物の所有者の法的責任及び映画館での盗撮に対処する法律、②タイの税関に対して差し押さえなどに必要な職権を付与する法律、③WIPOインターネット条約の条項を履行する法律、④営業秘密委員会を再構成し、営業秘密保護法の下での罰則条項を修正する法律、⑤特許審査及び登録手続きを迅速化し、部分意匠を保護する法律、⑥インターネット上での著作権侵害及び偽造商標のような問題に取り組むためのメカ

表 16：タイに関する諸評価

	2010	2011	2012	2013	2014
WEF：知財保護	3.1 (84/139)	3.1 (92/142)	3.1 (101/144)	3.1 (102/148)	
BSA：不正コピー率	73%	72%		71%	
USTR：警戒レベル	優先監視国 (OCR)	優先監視国	優先監視国	優先監視国	優先監視国
IIPA：警戒レベル	監視国 (OCR)	優先監視国	優先監視国	監視国 (OCR)	優先監視国
USCC：国際知財指標			—		7.34 (24/25)
PRA：知財権	4.3 (79/125)	4.5 (87/129)	4.5 (86/130)	4.2 (96/131)	
EC：優先度				3	

ニズムを確立する法律などが挙げられる。米国は、タイ政府に対し、著作権侵害や偽造品に対して抑止力のある判決を出すことや、ケーブル放送及び衛星放送の著作権侵害問題に取り組むことを要求している。また、米国は、不正公開と同様に、未公表の試験結果や、医薬、農業及び化学薬品の販売承認を得るための臨床データの不正な商業的使用に対して正規品を保護する効果的なシステムの構築をタイ政府に対して継続して求めている」

IIPA の 2014 年版要望書においてもタイは優先監視国に置かれ、次のような言及がなされている。「タイのコンテンツ市場は、必要な法改正を怠ったことによる著作権侵害を主な要因として、悪化した。一部のハード機器の侵害品（例えば IT モードで販売されるハードディスク）が依然として存在するものの、スマートフォンやタブレットのようなオンラインモバイル機器での著作権侵害（タイの市場の 80% を占めると推測されている）が、物理的な著作権侵害に大きく取って変わっている。裁判所は、知財侵害を重大なものとは見ておらず、厳しい罰金あるいは判決を下していない。オンライン上では、権利者は ISP の自発的な協力に大きく頼っており、侵害品へのアクセスを遮断にする法的な要求ができない。そのため、権利者は、IPS と覚書を交わすことで対処している。著作権法の改正案は、ISP の責任によるインターネット上の著作権侵害への取り組みに関する問題を抱えている。また、技術的保護手段を解除する迂回装置に対して提案された保護は十分でない。著作権侵害は、2013 年 2 月に資金洗浄予防及び禁止法に規定された重大犯罪に含まれたが、まだ十分には適用されていない。また、コンピューター犯罪法の草案は知財の犯罪に対応していない」

USCC による 2014 年版の報告書は、タイの主な長所として次のような点を挙げている。「①特許に関する基本的な法的枠組みが存在すること、②著作権に関する基本的な排他権の制度が整っていること、③判例法における著作権の例外に対して限定的なアプローチがなされていること、④偽造品販売に関する行政上のノーティス・アンド・テイクダウン手続きが最近導入されたこと、⑤知財権行使に関する基本的な法的枠組みが存在すること、⑥トランジットで通過する侵害品を拘留する職権が法的に与えられていること」

一方で、タイの主な短所として次のような点を挙げ

ている。「①特許性の判断に関して、現地でなされた発明が優遇されるといった落とし穴が存在すること、② TRIPs 協定に違反する強制的実施権が過去に付与されたこと、③デジタル著作権制度が未発達であること、④政府における合法ソフトウェアの使用義務に関する自由貿易協定の取り組みに失敗していること、⑤たばこのパッケージに商標名などの記載を禁止するプレーンパッケージ法がまだ審議中であること、⑥商標権に関する法的な枠組みが不十分であること、⑦市場に占める現物の侵害品の割合が極めて高いこと、⑧知財権の権利行使に関して、審査期間の遅れ、裁判所及び行政の経験不足、審理の透明性不足が存在すること」

EC による 2013 年版の報告書においてタイは優先度 3 に置かれているが、その整備進捗として次のような言及がなされている。「タイ政府は、知財権の分野においてよく努力しており、特に知財局（DIP）は協力的である。タイ政府は、首相を議長とする国家対策本部の設置、欧州連合との対話、及び”創造的経済主導政策”の提案を受けて、知財権の保護及び権利行使の強化を国家的優先課題としている。タイは、2009 年に PCT に参加し、知財関連の法律改正、例えばタイ税関による職権行使の問題（残念ながら、保留されたままである）などに取り組んでいる」

一方で、同報告書では、改善及び行動への懸念及び領域として次のような言及がなされている。「タイ政府による知財権の権利行使に関する努力にもかかわらず、知財権に対する不当で深刻な侵害が継続している。タイの著作権法は、技術進歩の流れに即しておらず、デジタル著作権侵害に対する対策も十分ではない。知財権の審査と登録に関していえば、タイの特許局は、申請件数に対して審査官が不足しており、滞貨が多くなっている。さらに、タイでは、多くの企業が医薬品に対する強制的実施権の設定についての懸念を提起している。1つの懸念としては、TRIPs 協定第 31 条を含めたタイの同協定に対する義務に従ってこうした強制的実施権が設定されるか否かが挙げられる」

#### (10) ベトナム

ベトナム社会主義共和国（ベトナム）は、インドシナ半島の東端に位置し、カンボジア、ラオス、中国と接する国家である。約 33 万平方キロの面積に約 9 千



万の人口を擁する。

ベトナムの知財法令をみると、特許、商標、意匠、著作権、営業秘密、不正競争などが一つの知財法という法律に規定されている。同法は2010年に改正施行され、特許出願における実体審査期間や、著作権における権利期間の延長などが行われた。知財に関する主な条約としては、パリ条約が1949年3月に発効、PCTが1993年3月に発効、ベルヌ条約が2005年7月に発効、マドプロが2006年7月に発効している。しかし、ハーグ協定には現在まで未加入である。また、WIPOには1976年に加盟、WTOにも2007年に加盟している。表17には、前述した報告書において、過去5年間に同国が評価された内容の一部を記す。

ベトナムのWEFやPRAにおける評価や順位には有意な傾向は見られない。スペシャル301条報告書でも長く監視国に据え置かれている。

スペシャル301条報告書の2014年度版には、ベトナムについて次のような言及がなされている。「ベトナムは2014年も監視国リストに残存する。ベトナムは、著作権の保護及び権利行使を強化するための法律などを可決することにより、2012年と2013年にその枠組みを改善したものの、重要な分野で懸念が残っている。インターネット上での著作権侵害及び偽造品の販売は、大きな懸念となっており、実際の市場においても偽造品は広くまん延している。さらに、海賊本、海賊版ソフト（政府のコンピューターにインストールされているものを含む）、ケーブル放送及び衛星放送用信号の盗難は、引き続き広範囲にわたって残っている。ベトナム政府は、国民意識を改善する努力を進めているが、特に権利行使に関する分野では、ほとんど進歩していない。権利行使機関は、人員不足や知財関連の専門知識不足により、活動が制限され続けている。また、権利行使機関の間での調整不足がさらに複

雑な要因となっている。ベトナムは、不正開示と同様に、未公表の試験結果や医薬品の販売承認を得るための臨床データの不正な商業的使用に対して正規品を保護するシステムを明らかにすべきである。ベトナムは、知財権侵害を犯罪とする幅広い法律を有しているが、政府は、権利行使機関及び裁判所が知財権の侵害者に対して抑止力のある刑事罰を課すために必要なガイドラインの草案をまだ作成できていない」

また、IIPAの2014年版の要望書では、優先監視国へ引き上げるべきとの主張がなされ、次のような言及がなされている。「優先監視国へ引き上げるべきとの評価がなされた理由として、①ベトナムの潜在的な市場の重要性が増加していること、②新興のオンラインモバイル市場を傷つけている劣悪な著作権侵害の状況、③抑止力のある罰金の適用や著作権侵害への刑事訴追などに対するベトナム政府の後ろ向きな姿勢、④市場参入障壁の存在を挙げている。ベトナム政府は、同国における侵害品がますます巧妙化していることを認識しているが、政府の対策はその認識に見合ったものとはなっていない。ベトナム政府は、文化スポーツ観光省及び情報伝達省の協力のもと、著作権侵害サイトに対する初めての行政措置を行った。ソフトウェア業界は、企業内での不正ソフトウェア使用に対する強制捜査がより多く行われたと報告している。これらは、前向きな兆候ではあるが、著作権侵害のレベルを下げ、適法なビジネスが参入できるようにするためには、著作権行使へのより徹底したアプローチが必要とされるだろう。ベトナム政府は、市場参入への制限を緩和する意図や、権利者にとって市場での不確実性を取り除く意図を示すべきである」

USCCによる2014年版の報告書では、ベトナムの主な長所として次の点を挙げている。「①特許に関する基本的な法的枠組みが存在すること、②排他的な著

表17：ベトナムに関する諸評価

	2010	2011	2012	2013	2014
WEF：知財保護	2.7 (109/139)	2.5 (127/142)	2.6 (123/144)	2.9 (116/148)	
BSA：不正コピー率	83%	81%		81%	
USTR：警戒レベル	監視国	監視国	監視国	監視国	監視国
IIPA：警戒レベル	監視国	優先監視国	監視国	監視国	優先監視国
USCC：国際知財指標			—		7.8 (23/25)
PRA：知財権	3.5 (101/125)	3.8 (108/129)	3.7 (109/130)	3.9 (109/131)	
EC：優先度				3	

作権及び商標権の基本的な制度が整っていること、③商標権侵害に関するノーティス・アンド・テイクダウン手続きの土台を作る新しい法的な要求がなされており、自発的な仕組みも存在すること、④知財権の権利行使に関する基本的な法的枠組みが存在すること、⑤税関の職員に職権が与えられていること」

一方で、ベトナムの主な短所として次の点を挙げている。「①進歩性について狭い解釈がなされること、②強制的実施権と監督当局による臨床データ保護に関する法的な枠組みが曖昧であること、③著作権に関する有効なノーティス・アンド・テイクダウン手続きの仕組みが存在しないこと、④著作権及びデジタル著作権管理の例外規定に大きな穴が存在すること、⑤未登録商標が法的には直接保護されないこと、⑥市場に占める現物の侵害品の割合が極めて高いこと、⑦権利行使が難しく、損害賠償額が不十分であり、効果的な行政措置が不足していること」

ECによる2013年版の報告書では、ベトナムの整備進捗として次のような言及がなされている。「2006年のWTO加盟以来、ベトナムは、知財法と刑法の改正に加え、40近くの実施規則や条例を制定するなど、重要な立法努力をしている。ベトナムは、より真摯に知財権を受けとめており、知財の法的枠組みを完成しようと努力している。アンケート回答者は、知財に関する法的枠組みは全体的によくできており、適切であることを指摘している。また、知財権に対する国民意識と理解は増加しており、政府によって職員の研修も進められていると指摘している」

一方で、同報告書では、改善及び行動への懸念及び領域として次の言及がなされている。「知財権の保護及び権利行使に関しては、まだ継続した配慮が必要である。また、知財権の重要性に関する一般大衆の意識の改善も必要である。さらに、知財権行使については、そのシステムの複雑さと、権利行使機関と権利者との間の効率的な協力不足の2つが重要な問題として言及されている。また、権利行使機関の職員による知財権の理解不足と人員不足によって、権利行使手続きが長く厄介なものとなっていることが強調されている」

#### 4. おわりに

ASEAN各国の知財制度整備は途上であり、それに

対する諸外国や機関による評価も様々である。今回紹介した報告書における評価結果が、各国の実情と完全に合致しているか否かは判断できないが、貴重な参考情報であることに違いは無い。本稿で紹介した評価が、各国の知財制度を検討する際の参考になれば幸いである。

なお、各報告書における評価結果を詳細に検討する際には、それぞれの評価手法に対する十分な理解が不可欠である。報告書の多くは、同書中で評価手法を説明している。ご関心のある方は、ぜひ各報告書をご確認いただきたい。

本稿は筆者個人の資格で執筆したものであり、JETROとしての公式見解などを述べたものではない。また、記載内容には十分注意しているものの、全てにおいて正確な内容であることは保証できない。

#### 注

- (1) WEF (2013) "The Global Competitiveness Report 2013-2014" <[http://www3.weforum.org/docs/WEF\\_GlobalCompetitivenessReport\\_2013-14.pdf](http://www3.weforum.org/docs/WEF_GlobalCompetitivenessReport_2013-14.pdf)>, 2014/8/24
- (2) BSA (2014) "The Compliance Gap, BSA Global Software Survey" <[http://globalstudy.bsa.org/2013/downloads/studies/2013GlobalSurvey\\_Study\\_en.pdf](http://globalstudy.bsa.org/2013/downloads/studies/2013GlobalSurvey_Study_en.pdf)>, 2014/8/24
- (3) USTR (2014) "2014 Special 301 Report" <<http://www.ustr.gov/sites/default/files/USTR%202014%20Special%20301%20Report%20to%20Congress%20FINAL.pdf>>, 2014/8/24
- (4) International Intellectual Property Alliance (2014) "2014 Special 301 Report" <[http://www.iipa.com/2014\\_SPEC301\\_TOC.htm](http://www.iipa.com/2014_SPEC301_TOC.htm)>, 2014/8/24
- (5) Global Intellectual Property Center, U.S. Chamber of Commerce (2014) "Charting The Course, GIPC International IP Index" <[http://www.theglobalipcenter.com/wp-content/themes/gipc/map-index/assets/pdf/Index\\_Map\\_Index\\_2ndEdition.pdf](http://www.theglobalipcenter.com/wp-content/themes/gipc/map-index/assets/pdf/Index_Map_Index_2ndEdition.pdf)>, 2014/8/24
- (6) Property Rights Alliance (2013) "International Property Rights Index 2013 Report" <<http://www.propertyrightsalliance.org/userfiles/2013%20International%20Property%20Rights%20Index-PRA.pdf>>, 2014/8/24
- (7) European Commission (2013) "Report on the protection and enforcement of intellectual property rights in third countries" <[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2013/march/tradoc\\_150789.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2013/march/tradoc_150789.pdf)>, 2014/8/24

(原稿受領 2014. 8. 25)